

(表)

由仁町営住宅入居申込書							
申込者	現住所	(自宅電話)					
	本籍地						氏名
	勤務先	名称	(電話)				
所在地							
町営住宅に入居する者等	氏名 個人番号	続柄	生年月日 (年令)	職業	勤務先の名称・所在地	年間所得	
	入居者	本人	() ・ () 才				
	同居する親族			() ・ () 才			
				() ・ () 才			
				() ・ () 才			
				() ・ () 才			
	別居扶養親族			() ・ () 才			
			() ・ () 才				
希望の団地等	地区名	・ 由仁地区 ・ 三川地区 ・ 川端地区					
	団地名	団地 棟 階数 階					
	備考						

※太枠の部分に記入してください。

<収入計算表>

<p>1 所得</p> <p style="text-align: right;">= 円</p> <p style="text-align: right;">= 円</p> <p style="text-align: right;">= 円</p> <p style="text-align: right;">所得合計 円</p>	<p>3 公営住宅法に定める収入月額</p> <p>所得金額： 円</p> <p>－控除金額： 円</p> <hr/> <p>収入年額： 円</p> <p>収入月額： 円</p> <p>4 年度入居収入基準</p> <p style="text-align: right;">_____ 円</p> <p>5 入居収入基準 適合 ・ 不適合</p> <hr/> <p>審査者職氏名： (印)</p>
<p>2 控除額</p> <p>基礎控除相当額 円×人= 円</p> <p>同居・扶養親族控除額 円×人= 円</p> <p>老人扶養控除額 円×人= 円</p> <p>特定扶養親族控除額 円×人= 円</p> <p>障害者控除額 円×人= 円</p> <p>特別障害者控除額 円×人= 円</p> <p>寡婦控除額 円×人= 円</p> <p>ひとり親控除 円×人= 円</p> <p style="text-align: right;">控除額合計 円</p>	

(裏)

住宅の困窮状況	次に掲げる住宅の困窮状況のうち、該当するものに○を付けてください。			
	1 住宅以外の建物又は場所に居住している。 2 保安上危険な住宅や衛生上有害な状態にある住宅に居住している。 3 他の世帯と同居しているため、著しく生活上の不便を受けている。 4 住宅がないため、親族と同居することができない。 5 住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から衛生上、風教上不適当な居住状態にある。 6 自己の責によらない理由で、家主、貸主などから立退きを要求され、適当な立退き先がない。 7 住宅がないために勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている。 8 収入に比べて著しく過大な家賃の支払いを余儀なくされている。 9 その他（具体的に記入してください。） 〔 〕			
現在の住宅状況	現在居住している住宅の種類で、該当するものに○を付けてください。 1 借家 2 貸間 3 民間アパート 4 賃貸マンション 5 寮 6 社宅 7 公団・公社住宅 8 町営住宅（ ） 9 町営住宅以外の公営住宅（ ） 10 その他（ ）			
住宅の状況	現在居住している住宅	所有者住所・氏名		
	の	月額家賃	円	世帯構成
	の	間取り		立退の有無 無・有（ ）
	状況	その他		
この申込については、次のことを誓約します。 1 この申込書に記入した事項は、すべて事実と相違ありません。 2 この申込書に偽りの事項があった場合は、町営住宅の入居決定の取消しを受けても異議を申し立てません。 3 この申込書に記入した住宅の状況について事実調査をする場合は、その調査を妨げ、又は拒絶しません。 4 申込者及び申込者と現に同居し、又は同居しようとする親族は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員ではありません。 5 退去時における畳の裏返し、及びふすまの張替え費用など規則で定める修繕費用並びに町営住宅に入居する者の責めに帰する事由による修繕費用を負担します。 由仁町長 松村 諭 様 令和 年 月 日 申込者氏名 ㊞				

※1 太枠の部分に記入してください。

2 住民票の写し、収入を証する書類、その他必要とする書類を添付してください。

調査・確認事項

1	由仁町に住民票が	・無	・有（居住の始期	年	月	日）
2	市町村税の滞納が	・無	・有（	）		
3	その他	団地	・当選			
		住戸	・落選			

受付印
